

信用金庫団信制度 夫婦連生の取扱い

■夫婦連生団信付住宅ローンとは

- 連帯債務者であるご夫婦*2人で加入することができる制度です。

*「夫婦連生団信」をご利用できるご夫婦とは、戸籍上のご夫婦のほか、婚姻関係にある方、内縁関係にある方または同性パートナー関係にある方をいいます

ご夫婦のどちらかが死亡または所定の高度障害状態、余命6ヵ月以内に該当された場合、ローン残高に応じた保険金が債務返済に充当され、

ローン残高が **0** 円になります。

ローン残高がなくなるので、残されたご家族も安心です。

内容の詳細については
二次元コードより
動画でもご確認
いただけます。



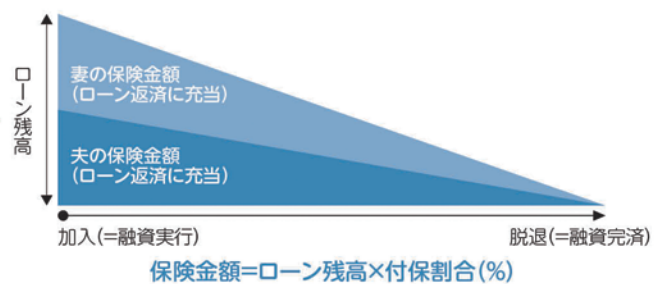
■夫婦連生団信と付保割合設定の違い

夫婦連生団信の場合



ご夫婦のどちらかが「死亡」または「高度障害状態」、
「余命6ヵ月以内」に該当された場合、ローンは完済と
なります。

ご夫婦それぞれ付保割合50%でご加入の場合



⚠️ ご夫婦どちらかが「死亡」または「高度障害状態」、
「余命6ヵ月以内」に該当されたとき付保割合に応じた保険金が支払われ
るためローンの一部が残ります。

信用金庫ではどの団信でも夫婦連生がお選びいただけます

- ご夫婦のどちらかに万一のことがあった場合、住宅の持ち分や返済額にかかわらず、残りの住宅ローンがなくなり、ご家族にローンの返済負担は残りません。

この保険の詳細については、「加入申込書兼告知書」に添付の「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」「団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険」「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。